

特別養護老人ホームいなほ

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

重要事項説明書

当事業所は、お客様に対して指定介護施設サービスを提供します。契約を締結する前に知っておいて頂きたい事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。わかりにくいことがあれば遠慮なくご質問ください。

目次

1. 事業主体概要	2
2. 事業所の概要	2
3. 施設の概要	2
4. 職員体制	3
5. サービス内容	4
6. 利用料金	5
7. サービスの利用について	5
8. 施設利用について	6
9. 荷物の管理について	7
10. 利用の中止、変更、追加	7
11. 送迎サービスについて	8
12. 個人情報の保護	8
13. サービスに関する相談・苦情	9
14. 損害賠償について	9
15. 緊急時の対応	9
16. 非常時の対策	9
17. 事故発生時の対応	10
18. 虐待防止に関する事項	10
19. 身体拘束	10
20. その他運営に関する留意事項	10
21. 入所時リスク説明	11

1. 事業主体概要

法人名	社会福祉法人 政芳会
法人所在地	福岡県田川郡福智町伊方 4138
電話番号・FAX 番号	0947-23-2747
代表者氏名	理事長 鈴木 晃司
法人設立年月日	令和 5 年 3 月 28 日

2. 事業所の概要

事業所の種類	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 (福岡県指定第 4079400919 号)
指定年月日	令和 6 年 6 月 1 日
事業の目的	施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう介護サービスの提供に万全を期するものとする。
事業所の名称	特別養護老人ホームいなほ
事業所の所在地及び交通機関	福岡県田川郡福智町伊方 4138 平成筑豊鉄道 上金田駅より車で 5 分
電話番号・FAX 番号	TEL 0947-23-2747 FAX0947-23-2759
ホームページアドレス	http://
管理者氏名	施設長 久富 亮
事業の運営方針	「利用者を両親と思って接する。職員は自己研鑽に努め、より良い支援者を目指す。地域の社会福祉に貢献する。」を理念に掲げ、利用者様に対して、安心・安全な暮らしを提供します。
第三者評価	実施していません

3. 施設の概要

(1) 敷地及び建物

敷地面積	6,656.84 m ²
延べ床面積	3,219.72 m ²
構造	鉄筋構造陸屋根一階建て
耐火構造	耐火建築物

(2) 併設事業

事業の種類	介護老人福祉施設 (福岡県指定第 4079400901)
-------	------------------------------

(3) 主な設備

全室個室ユニット型施設で、入所定員は併設介護老人福祉施設の空床利用（60人）となります。各利用者様毎に13㎡以上の個室があります。

居室・設備の種類	室数	居室・設備の種類	室数	居室・設備の種類	室数
個室（一人部屋）	60室	特 浴	1室	個 浴	3室
パブリックスペース	1室	脱衣室	5室	洗濯室	3室
共同生活室	6室	医務室	1室	汚物室	3室
理美容室	1室	相談室	1室	家族室	1室

※空床利用について

短期入所生活介護（介護予防）サービスを利用するに際し、介護老人福祉施設入居者の入院等により当該入所者の空床を利用する場合があります。この場合、当該入所者が戻られることが予測されたとき、ご契約者様の居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者様やご家族等と協議の上決定するものとします。

※居室に関する特記事項

トイレは居室内にありますが、2名でご使用いただく箇所もあります。状態に応じてポータブルトイレ等もご利用いただけます。また、ベッド、整理ダンス等は付属の設備をご利用いただけます。なお、各居室毎に洗面台が設置されております。

4. 職員体制

職種	業務内容	配置基準	指定基準
施設長（管理者）	サービス管理全般	1名	1名
医師（非常勤）	診療・健康管理	1名	1名
生活相談員	生活上の相談等	1名以上	1名
看護職員	医療・健康管理業務・保健衛生	3名以上	3名
介護職員	日常介護業務等	17名以上	17名
栄養士	栄養管理・栄養ケアマネジメント	1名以上	1名
機能訓練指導員	リハビリテーション・機能訓練	1名以上	1名
介護支援専門員	サービス計画の立案・管理等	1名以上	1名
事務	庶務・会計事務	1名以上	1名

※配置人員は介護保険法に基づく指定基準を遵守しています。

5. サービス内容

(1) 短期入所生活介護計画、介護予防短期入所生活介護計画の作成（連続して4日以上利用される場合）

(2) 食事

献立は当施設の栄養士が作成します。お身体の状態によっては、療養食の提供もできますので栄養士までご相談下さい。

お帰りの時間等により若干の時間変更はできます。事前にご相談下さい。

<配膳時間>

朝食	7：45～
昼食	12：00～
おやつ	15：00～
夕食	17：30～

食事の提供場所についてはご利用者の希望に対応します。

(3) 入浴

入浴は1利用期間、最低1回は行います。長期利用の場合は最低週2回以上身体状況に応じた方法にて入浴します。

(4) 排泄

排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

(5) 介護

着替え、食事等の介助、体位交換、その他必要な援助
清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

(6) 機能訓練

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止する為の訓練を実施します。

(7) 健康管理

医師や看護職員による健康管理を行います。

(8) 相談、援助

介護以外の日常生活に関する問題、ご利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、ご利用者様またはご家族様の相談に応じ、必要な助言その他の援助を行います。

(9) その他のサービス

介護保険の適用を受けられないサービス等については、その都度申出を受け相談させていただきます。訪問理美容サービス等の紹介もできますのでご相談ください。

6. 利用料金

(1) 基本部分

「重要事項説明書別紙：利用料金表」をご参照ください。

(2) その他の料金

「重要事項説明書別紙：利用料金表」をご参照ください。

※サービス内容については毎年見直し検討を行います。

(3) 支払方法

当該月の合計金額を翌月の10日以降、請求書で通知いたします。

請求月の25日までにお支払い下さい。

お支払方法は以下の通りです。

ア、窓口での現金支払

イ、下記指定口座への振込

<p>福岡銀行 金田支店 普通預金 1577093 (口座名) 社会福祉法人政芳会 理事長 鈴木晃司</p>

(4) 料金の変更等

ア、介護保険関係法令等の改正により介護保険給付の変更、またはサービスに変更があった場合、サービス利用料金の変更をします。

イ、料金変更に承諾された場合、新たな料金に基づく契約書[別紙]を作成し契約を取り交わすこととします。

ウ、ご利用者様は、この料金の承諾ができない場合には、この契約を解除することができます。

7. サービスの利用について

(1) 利用申し込み

ア、まずは、お電話等でお申し込みください。

イ、ご利用期間決定後、契約を締結いたします。

※居宅サービス計画及び介護予防サービス計画の作成を介護支援専門員に依頼されている場合は、事前に介護支援専門員にご相談ください。

(2) 利用途中の中止

次の場合は、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

ア、利用開始日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合

イ、ご利用者様が中途退所を希望した場合

ウ、ご利用者様が利用中に体調が悪くなった場合

(3) 契約の終了

ア、ご利用者様の都合で契約を終了する場合

短期入所生活介護または介護予防短期入所生活介護を利用中でなければ、文書でのお申し出により、いつでも解除できます。この場合、その後の予約は無効となります。

イ、自動終了

以下の場合には双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了し、予約は無効となります。

- ① ご利用者様が他の介護保険施設に入所した場合
- ② 介護保険給付費でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ③ ご利用者様が死亡された場合

ウ、その他

次の場合、15日以内に文書で通知することにより、利用契約を終了させていただくことがあります。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

- ① ご利用者様がサービス利用料金の支払いを3か月以上延滞し、料金を払うよう催告したにもかかわらず、30日以内に支払わない場合
- ② ご利用者様やご家族様が、当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続しがたいほど背信行為を行った場合
- ③ 他の利用者様の生命又は健康に重大な影響を与える行為があった場合

8. 施設利用について

(1) 面会

面会時間は原則、8時30分～17時30分です。時間外の面会については防犯上施錠しますので事前に連絡してください。また、面会カードの記入をお願いします。

(2) 外出

事前に届出をお願いします。

(3) 喫煙

所定場所にてお願いします。居室での喫煙は厳禁いたします。また、タバコ・ライター
の管理は施設で行います。

(4) 飲酒

相談させていただきます。

(5) 設備・器具の利用

必ず職員の指示のもとご利用ください。

(6) 金銭・貴重品の管理

ご利用者様の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。その場合、金銭
出納管理費として一か月500円かかります。

(7) 所持品の持ち込み

居室に置ける範囲での持ち込みとし、必ず記名をお願いします。

(8) 宗教活動等

きます。

ア、ご利用者様、ご家族様の身体的状況等により家内まで送迎を希望された場合に起こった事故について、当施設に重大な過失がある場合はその損害を賠償します。

イ、迎え時、ご家族様が不在の場合、送迎サービスは行いません。

ウ、送り時、ご家族様が不在の場合、いったん、ご利用者様を施設へお連れします。その後、ご家族様にお迎えに来ていただきます。

エ、ご利用者様、ご家族様の都合により、送迎時不在にされる場合は、原則のサービス以外で発生した事故についての責任は負いかねます。

オ、通常の送迎の実施地域は、田川市郡内とします。通常の送迎の実施地域以外の場合、送迎に要する費用は実費となります。

※送迎サービスにおける費用に関しては別紙料金表参照

12. 個人情報の保護

ご本人及びご家族等の個人情報について、次のとおり取り扱わせていただきます。

(1) 使用目的

事業者が介護保険法に関する法律に従い、サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合に使用させていただきます。

(2) 使用条件

個人情報の提供は、必要最小限にとどめ、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意をはらいます。

事業者は、個人情報を使用した会議、出席者、内容等について記録します。

(3) 個人情報の範囲

氏名、住所、生年月日、要介護度、健康状態、病歴等サービスを提供するために必要な入居者及びそのご家族等の個人に関する情報。

主治医の意見書、介護保険審査会における判定、意見、認定結果通知書。

その他入居者及びそのご家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、またはされうる情報。

眠りスキャン及びeyeカメラで記録したデータ

※入居者が居室内で過ごしている様子を観察する際に、当施設が必要と認めた入居者の居室にeyeカメラを設置させていただきます。記録した内容については、居室での生活状況の観察に用いることに加え、事故が発生した場合に事故原因を検証する場合に利用いたします。又、保険者等や行政機関などの関係機関から要請を受けた場合に、記録を提出する場合があります。

13. 個人情報の使用（動画・写真などの利用に関する説明）

社会福法人 政芳会（以下政芳会という）における催し物での写真撮影及びビデオ撮影において、ご本人とご家族の意向を確認のもとあなたが映っている画像を利用させていただきます。

(1) 施設内研修会での利用

日々の生活風景や治療経過などを写真やビデオ撮影させていただくことがあります。その画像を施設内研修や病院への経過報告などに利用させていただきます。

(2) 政芳会が発行する広報誌や施設紹介などのパンフレットに、利用者様の写真（画像）を利用させていただきます。

(3) ホームページでの利用

政芳会のホームページに、政芳会における催し物で撮影した、利用者様の写真（画像）を利用させていただきます。

(4) 施設内掲示板での利用

政芳会の施設内の掲示板に政芳会における催し物で撮影した、利用者様の写真（画像）を利用させていただきます。

※上記項目についてのみ、個人情報保護法に基づいて使用させていただきます。

14. サービスに関する相談・苦情

ご利用者様やご家族等からの相談・苦情は、「面談」「電話」「書面」等により苦情受付担当者が受け、施設の苦情解決の仕組みに基づいて誠意をもって解決に努めます。また、第三者委員も直接苦情を受け付けることができます。

(1) 当施設における相談・苦情

- ア、苦情受付窓口：生活相談員 鈴木 風音 0947-423-2747
- イ、苦情解決責任者：施設長 久富 亮 0947-423-2747
- ウ、第三者委員： 倉石 秀美 080-1718-0839
- エ、第三者委員： 仲村 孝憲 090-1972-0713

(2) 施設以外の相談窓口

行政機関その他苦情受付機関	連絡先
福岡県国民健康保険団体連合会（国保連）	092-642-7858
福岡県介護保険広域連合 田川・桂川支部	0947-49-1093
福智町役場高齢者障がい福祉課 高齢者福祉係	0947-22-7762
福岡県運営適正化委員会	092-915-3511

15. 損害賠償について

当施設において、事業者の責により入居者様に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。但し、その損害の発生について、入居者様側に故意又は過失が認められる場合は、事業者の損害賠償を減ずる場合があります。

16. 緊急時の対応

ご利用者様の様態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な措置を講ずるほか、ご家族等へ速やかに連絡します。

17. 非常時の対策

サービス提供中に天災その他の災害等の事態が生じた場合、当施設が定める防災計画に基づき、ご入居者様の避難等安全を確保するための必要かつ適切な措置を講じます。また、感染症や非常災害の発生時において、ご入居者様に対するサービスを継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を作成し、当該業務継続計画に従い必要な研修及び訓練を行っています。

18. 事故発生時の対応

当施設において、ご利用者様に対して安全に配慮したサービスを提供しておりますが予期できない転倒、高齢による状態の変化等により事故が発生する場合があります。この場合、速やかに必要な措置を取らせていただきます。また、専門家の判断により施設側の過失が認められた場合は保険による損害賠償の対象となります。

19. 虐待防止に関する事項

当施設は、サービス提供中に、職員または養護者(家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる入居者様を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

当施設は、ご入居者様の人権の擁護、虐待の発生、又はその再発を防止するため虐待防止のための対策を検討する委員会の開催、虐待を防止するための研修を定期的に行っています。

20. 身体拘束

高齢者施設ではご利用者様の行動を制限するような行為は禁止されています。また、ご利用者様お一人お一人に対し職員を配置することはできません。そのためご入居者様ご自身または他のご入居者様等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、ご利用者様やご家族等に対し十分な説明をした上で同意をいただき、適正な手続きにより身体等の拘束を行う場合があります。身体拘束の内容、目的、理由、拘束時間、期間等を記載した説明書等を作成し請求があれば開示いたします。

21. その他運営に関する留意事項

ア、施設は、職員の資質の向上を図るため、定期的な研修を行っています。

イ、職員は、業務上知り得た入居者様やご家族の秘密を保持します。また、退職後においてもこれらの秘密を保持する旨を、雇用契約の内容としています。

ウ、施設は、サービスに関する記録を整備し、そのサービス終了日から最低5年間は保管することとします。

2.2. 入所時リスク説明

当施設ではご利用様が快適な入所生活を送られますように、安全な環境作りに努めておりますが、ご利用様の身体状況や病気に伴う様々な症状が原因により、下記の危険性が伴うことを十分にご理解下さい。

「**高齢者の特徴に関して**」※ご確認いただきましたら□にチェックをお願いします。

- 歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落等による骨折・外傷、頭蓋内損傷の恐れがあります。
- 介護老人福祉施設は、原則的に拘束を行わないことから、転倒・転落による事故の可能性ががあります。
- 高齢者の骨はもろく、通常への対応でも容易に骨折する恐れがあります。
- 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離ができやすい状態にあります。
- 加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
- 高齢者であることにより、脳や心臓の疾患により、急変・急死される場合もあります。
- 本人の全身状態が急に悪化した場合、当施設配置医師（又は看護職員）の判断で緊急に病院へ搬送を行うことがあります。

特別養護老人ホームいなほの短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項説明書に記載する重要事項の説明を行いました。

<事業者> 社会福祉法人政芳会
特別養護老人ホームいなほ
施設長 久富 亮

説明者職名 _____

氏 名 _____

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受け、特別養護老人ホームいなほによる短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービス提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

<利用者>

住 所 _____

氏 名 _____ 印

<代筆者>

住 所 _____

氏 名 _____ 印
(本人との関係： _____)